

2026年3月16日

各 位

管理会社名 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
管理会社コード (26424)
代表者名 代表取締役社長 小林 隆宏
問合せ先 0120-668-001

重大な約款変更（確定）のお知らせ
SMT ETF 国内リート厳選投資アクティブ

当社は、「SMT ETF 国内リート厳選投資アクティブ」（銘柄コード：258A）（以下「本 ETF」といいます。）について、2025年12月3日に開示しました「重大な約款変更にかかる書面決議基準日設定のお知らせ」に記載のとおり、重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行いました。その結果、賛成の意思表示をされた受益者（賛成とみなされた受益者を含みます。）が保有する基準日（2025年12月24日）現在の受益権口数が、同日現在の受益権総口数の3分の2以上となったことから、予定どおり2026年4月11日付で約款変更を実施いたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

SMT ETF 国内リート厳選投資アクティブ（銘柄コード：258A）

2. 重大な約款変更手続きに関する日程

書面決議日	2026年3月16日（月）
金融庁への届出日	2026年3月18日（水）
買取請求期間開始日	2026年3月19日（木）
買取請求期間終了日	2026年4月7日（火）
約款変更適用日	2026年4月11日（土）

3. 約款変更の内容

本 ETF の同一銘柄の国内リートへの投資割合を、投資信託財産の純資産総額の10%以下から20%以下に変更します。本約款変更にともない、一般社団法人 投資信託協会（※1）（以下「投資信託協会」といいます。）規則に定める「分散型運用」から「特化型運用」に移行します。

※1 2026年4月1日付で一般社団法人 日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人 資産運用業協会へ名称が変更される予定です。

4. 約款変更の理由

当社は、本 ETF が投資する国内リート市場には投資信託協会規則で定める支配的な銘柄（※2）が存在すると考えております。しかしながら、本 ETF を設定した時点においては、株式会社東京証券取引所が定める内国アクティブ運用型 ETF の上場審査基準に「同一銘柄への投資割合は投資信託財産の純資産総額の10%以下」との規定があったため、これに沿った商品設計としました。

今般、上記の上場審査基準が緩和され（※3）、「同一銘柄への投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以下」に変更されました。これを受けて当社では、ポートフォリオ構築の自由度を高めることで運用成果の向上を目指すべく、本約款変更を行うものです。

※2 投資信託協会規則で定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い銘柄を指します。

※3 2025年5月23日付「ETF等に係る上場制度の見直しに関する有価証券上場規程等の一部改正について」において内国アクティブ運用型ETFにおける同一銘柄への投資割合の緩和が行われました。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

本議案に反対された受益者は、投資信託及び投資法人に関する法律第18条に基づき2026年3月19日から同年4月7日までの間に、2025年12月24日時点で保有する受益権について投資信託財産をもって買い取ることを受託会社に対し請求することができます。

なお、約款変更に反対された受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

6. 投資信託約款の新旧対照表

新	旧
運用の基本方針 (中略)	運用の基本方針 (中略)
2. 運用方法 (中略)	2. 運用方法 (中略)
(3) 運用制限 (中略)	(3) 運用制限 (中略)
<u>③同一銘柄の国内リートへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。</u>	<u>(新設)</u>
<u>④外貨建資産への投資は行いません。</u>	<u>③外貨建資産への投資は行いません。</u>
<u>⑤有価証券先物取引等は、投資信託約款第24条の範囲で行います。</u>	<u>④有価証券先物取引等は、投資信託約款第24条の範囲で行います。</u>
<u>⑥スワップ取引は、投資信託約款第25条の範囲で行います。</u>	<u>⑤スワップ取引は、投資信託約款第25条の範囲で行います。</u>
<u>⑦金利先渡取引は、投資信託約款第26条の範囲で行います。</u>	<u>⑥金利先渡取引は、投資信託約款第26条の範囲で行います。</u>
<u>⑧デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定します。</u>	<u>⑦デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定します。</u>
<u>⑨一般社団法人資産運用業協会*規則に定める一の者に対するエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社</u>	<u>⑧一般社団法人資産運用業協会*規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、</u>

新	旧
<p>団法人資産運用業協会*規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>⑩デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会*規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 SMT ETF国内リート厳選投資アクティブ 投資信託約款 （中略） <u>（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）</u></p> <p><u>第22条の2 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p><u>合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会*規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人資産運用業協会*規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p style="text-align: center;">追加型証券投資信託 SMT ETF国内リート厳選投資アクティブ 投資信託約款 （中略） <u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>

※ 一般社団法人 投資信託協会は、2026年4月1日付で一般社団法人 日本投資顧問業協会と合併し、一般社団法人 資産運用業協会へ名称が変更される予定です。本ETFについても2026年4月1日付で当該変更にかかる約款変更を実施する予定です。

以上